

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 大和自動車交通株式会社

【英訳名】 Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 島 忻 治

【本店の所在の場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7160(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員総務部長 齋 藤 康 典

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7161(総務部)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員総務部長 齋 藤 康 典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第108期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 本総会の決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当1株当たり金3円50銭（普通配当1円50銭、記念配当2円）

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容は次の通り。

「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い第2条（目的）の一部変更を行う。

経営基盤のさらなる強化を目的とし、取締役の員数の上限を10名から11名に第21条（員数）の一部変更を行う。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、第31条（取締役の責任免除）および第42条（監査役の責任免除）の一部変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、新倉能文、前島忻治、大泉光一、石塚重勝、加藤雄二郎、小山哲男、朝倉正巳の各氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、若槻治彦氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大村正文氏を選任する。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役宮野隆幸氏に対し退職慰労金を贈呈する。

第7号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴い、取締役 新倉能文、前島忻治、土屋 弘、黒崎博次、齋藤康典、大塚一基、大泉光一の7氏および監査役 大野保明、朝倉正巳、鐵 義正の3氏に対し退職慰労金を贈呈する。

第8号議案 取締役の報酬額改訂の件

取締役の報酬額を年額200百万円以内に改訂する。なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人分給とは含まない。

- (3) 本総会の決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	議決権の数			賛成の結果 (賛成率)
	賛成	反対	棄権	
第1号議案	7,319個	0個	65個	可決(100.00%)
第2号議案	7,318個	1個	65個	可決(99.99%)
第3号議案				
新倉 能文	7,318個	1個	65個	可決(99.99%)
前島 忻治	7,302個	17個	65個	可決(99.77%)
石塚 重勝	7,309個	10個	65個	可決(99.86%)
加藤雄二郎	7,318個	1個	65個	可決(99.99%)
小山 哲男	7,318個	1個	65個	可決(99.99%)
大泉 光一	7,318個	1個	65個	可決(99.99%)
朝倉 正巳	7,292個	27個	65個	可決(99.63%)
第4号議案	6,244個	1,075個	65個	可決(85.31%)
第5号議案	6,246個	1,073個	65個	可決(85.34%)
第6号議案	6,236個	1,083個	65個	可決(86.20%)
第7号議案	6,241個	1,078個	65個	可決(85.27%)
第8号議案	7,304個	15個	65個	可決(99.80%)

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりであります。

第1号議案・第6号議案・第7号議案・第8号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案・第4号議案・第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) (3)の議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上